

議案第 27 号

前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の改正について

令和 4 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令
和元年前橋市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号中「附則第 20 条第 1 項」を「附則第 27 条第 1 項」に、「附
則第 3 条第 1 項」を「附則第 10 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 2 項第 3 号及び第 79 条第 2 項第 3 号中「附則第 20 条第 1 項」を「附則
第 27 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。